

# 経済産業部

# 消費者の安全を守るために

## 改正特商法・割販法・製品安全四法について

振り込め詐欺、悪質リフォーム業者、ネットワークビジネス等、「手を変え、品を変え、様々な形態の悪徳業者が、高齢者だけではなく、あらゆる世代を狙って近づいています。

今回、「規制の抜け穴」を無くすため、これらの事業者に対する取り締まりを強化し、消費者の安全を第一に考え、「特定商取引に関する法律」及び「割賦販売法」の一部を改正いたしました。

訪問販売等における商品・役務は

クレジット規制を強化します

インター ネット取引等の規制を  
強化します

規制の後追いから脱却するため、これまでの指定商品・指定役務制を廃止し、訪問販売等では原則すべての商品・役務を規制対象とし、クリングオフになじまない商品・役務等は規制の対象から除外します。また割賦の定義を見直し、これまでの「一万月以上かつ3回払い以上」

「二ヶ月以上後の1回払い、2回払い」も規制対象となります。

## 訪問販売規制を強化します

訪問販売業者に「契約しない間の意思」を示した消費者に対しても、契約の勧誘をすることを禁止します。また、通常必要とされる量を著しく超える商品等を購入契約した場合、契約後1年間は契約を解除できる」とします（契約者に特別の事情があった場合を除く）。

訪問販売事業者等が虚偽説明等による勧誘や過量販売を行つた場合、個別クレジット契約も解約し、すでに支払ったお金の返還も請求可能になります。

クレジット業者に対し、指定信用情報機関を利用した支払い能力調査を義務づけ、消費者の支払い能力を超える与信契約の締結を禁止し、与信契約をクーリングオフすれば販売契約も同時にクーリングオフされるようになりました。

あつせん)を行う事業者は登録制とし、立入検査、改善命令など、行政による監督規定を導入、また、個別クレジット業者に訪問販売等を行う加盟店の勧誘行為について調査することを義務づけ、不適正な勧誘があれば消費者への与信を禁止します。

インター ネット取引等の規制を  
強化します

守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高いものについては、保守情報の適切な提供と点検実施体制の整備を製造・輸入業者に求めることや、適切な注意喚起を行うことにより、事故を未然に防ぐ等の措置を実施します。

イン規制)し、電子メール広告に関する業務を一括して受託する事業者についても規制の対象とします。オプトイン規制に違反した場合は、行政処分や罰則の対象となり、クレジット会社等に対し、個人情報保護法では

カード情報の保護のために必要な措置を講ずることを義務づけるとともに、カード番号の不正提供、不正取得をした者等を刑事

## 罰の対象としました

## その他

その他に商品を USED していた場合でも、クリーニングオフがあった場合、事業者がその対価を原則請求できなくしたり、違反事業者に対する罰則の強化、クレジット取引の自主規制等を行う団体を認定する制度の導入、訪問販売協会による自主規制の強化を図る等、消費者の保護を第一に改正が行われました。